

令和6年度 第3回 全国健康保険協会北海道支部評議会
開催結果概要

令和7年1月16日(木)全国健康保険協会北海道支部において、欠員1名を含む評議会の構成人数9名に対し7名の出席をいただき、令和6年度第3回全国健康保険協会北海道支部評議会を開催いたしました。その概要につきましては、以下のとおりです。

1. 日時 令和 7 年 1 月 16 日（木） 14 : 00 ～ 16 : 00
2. 場所 全国健康保険協会北海道支部
(THE PEAK SAPPORO 4 階 会議室 A)
3. 出席評議員 大西評議員、片桐評議員、定好評議員、武山評議員
鄭評議員、寺田評議員、永田評議員（五十音順）
4. 議事
 - (1) 令和 7 年度北海道支部保険料率（案）について
 - (2) 令和 7 年度北海道支部事業計画（案）及び支部保険者機能強化予算（案）について
5. 議事に対する評議員からの主なご意見・ご発言
以下のとおり。

議題 1：令和 7 年度北海道支部保険料率（案）について

【被保険者代表】

・北海道は広域のため、診療所が少ないといった医療機関の偏在があり、それによる受診遅れや重症化してからの受診等によって医療費の増加につながっている。医療費に対し、支部としての取り組みや努力の結果が表れにくいことは、地域性の課題が大きく、その現状のままで都道府県支部ごとの保険料率を定めるべきではないと、強く指摘したい。

【被保険者代表】

・今後も当面積みあがる準備金をそのままにすることは課題である。中長期の安定運営は堅持しつつ、令和8年度保険料率の検討の際には、料率算定ルールの見直しを真剣に考え、特に10%を大幅に上回る支部間の格差解消による保険料率の平準化を必ず行うべき。それが実現できないのであれば、協会けんぽという1つの組織である必要があるのかという疑問を呈さざるを得ない。

【事業主代表】

・支部評議会、運営委員会において様々な意見が交わされており、それに対するフィードバックがほしい。次年度の平均保険料率の維持か否かだけの議論ではなく、並行して準備金の在り方や保険料率の算定方法の見直し検討を早急にしてほしい。

【学識経験者】

・今回の評議会でも、都道府県単位保険料率の設定自体についても見直すべきとの意見も出ているが、そもそも協会けんぽ設立の経緯を考えると、簡単には結論を出すことができないように感じる。

【被保険者代表】

・単に定量的な算定ルールだけで保険料率を決定するのではなく、地域特性など定性的な要素も加味して考えるべき。

議題2：令和7年度北海道支部事業計画（案）及び支部保険者機能強化予算（案）について

【事業主代表】

・債権管理・回収について、債権の回収率は何の程度か。

【事務局】

・発生債権の年度内回収率は60%～65%程度。ただし、例えば3月に発生した債権を年度内に回収することは困難であり、過年度債権についても時効を迎えるまで回収を継続していることから、全体では90%程度の回収率となる。

【学識経験者】

・保険料率議論とも重なる話だが、北海道支部の努力が地域特性によって霞んでしまう側面を示すには、現状からの改善度を一つの指標として持つてはいかかがか。料率格差解消や、地域特性を含めた算定方法の見直しを考えるうえでの材料となると考える。

【事務局】

・例えば特定健診実施に係る目標では、実施率のほか、支部独自で実施者数の目標を導入しており、現行のインセンティブ制度の指標においても上昇率・上昇幅が設定されていることから、おっしゃるような改善度を測る体制は存在している。

【被保険者代表】

・子どもも含めた若年層へのアプローチは良いと考える。支部事業では、若年層の被扶養者を持つ被保険者がターゲットとなっているが、20代～30代の比較的若い社会人をターゲットに設定することも検討していただきたい。

【被保険者代表】

・LINEの展開について、読む側が早々に飽きてしまわないようブラッシュアップに努めて欲しい。他支部におけるともだち登録数は把握しているか。

【事務局】

・先行してLINEを展開している支部では数千人と聞いているが、北海道支部ではまだ少ない。協会の信頼を損ねることのないよう気を付けながら、支部広報のみでなく、広告代理店を活用した広報媒体としても展開していきたい。

【学識経験者】

・小学生等への健康教育について、小学生自身の健康問題に着目するのか、それとも煙草など、成人後の生活習慣に着目するのか。

【事務局】

・これから進めるところだが、今後協会に加入することを前提とした、若い世代への早期教育という観点になると思われる。まずは各市町村の教育委員会等との関係構築が課題となる。

【被保険者代表】

・マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応について、当社でも若干混乱の声が上がっている。従来健康保険証の経過措置期間終了にあたっては、極力早い周知広報をお願いしたい。

【事務局】

・マイナ保険証をお使いいただけない方については資格確認書を事業所経由でお送りする予定だが、申請をいただければ経過措置期間中であっても資格確認書を発行できるため活用いただきたい。

以上